

氏名	萬代 悠
学位の専攻分野の名称	博士（歴史学）
学位記番号	甲文第175号（文部科学省への報告番号甲第582号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2016年2月26日
学位論文題目	近世和泉の豪農と藩政
論文審査委員	（主査）教授 志村 洋 （副査）教授 高岡 裕之 藤本 清二郎（和歌山大学教育学部名誉教授） 高槻 泰 郎（神戸大学経済経営研究所准教授）

論文内容の要旨

本論文は、和泉国南部の都市近郊村に居住した豪農要源太夫家を事例に、地域特有の脱農化現象や中規模藩である岸和田藩の所領支配の特質に目配りしつつ、豪農の「経済的側面」（個別経営者の立場）と「政治的側面」（村役人としての公的立場）とを検討することで、畿内先進農村地域の豪農に求められた「力量」を明らかにしようとしたものである。

著者は、豪農の「経済的側面」と「政治的側面」を検討するにあたって、戦後近世史研究の起点となった畿内地主経営論と1980年代以降の政治的中間層論の成果とを総括して、以下の点を課題として指摘する。即ち、地主論については、戦後の諸研究が総じて経済的条件から地主の経営展開を説明した経済史的議論であったとし、価格変動に鋭敏に対応する地主の商人的力量等は検討されてきたものの、村請制のもと、小作人の安定的確保に尽力する側面（地主的力量）等は十分に検討されてこなかったとする。また、近世後期村役人層の地域運営能力を高く評価する近年の政治的中間層論に関しては、概括的かつ一面的な理解であるとして批判を加え、藩領規模や地域の再生産構造等によって村役人層に求められた「力量」や役割は異なるとして、藩権力や地域の特性に応じた豪農の「政治的側面」の解明が必要であることを主張している。

論文全体の構成は、地域的性質を踏まえつつ豪農要家の地主としての「力量」を明らかにする第1部の各章（1章～4章、補論）と、豪農の「政治的側面」という観点から、同家が勤めた七人庄屋役（岸和田藩特有の中間支配機構）に関して、職掌や家格序列、資金調達等の面から検討を加えた第2部の各章（5章～7章）とからなる。

第1章では、1950～60年代に盛行した膨大な数の畿内地主制史研究に関する研究史整理が行われ、今日残された検討課題として、①手作地⇔小作地の転換契機、②地主の小作人編成方式、③小作料減免の構造的把握が挙げられている。続く第2章では、18世紀後期における居村畠中村の状況が村内人口の減少、手余り地の増大、町方への労働力流出といった動向で把握され、豪農要家がとった対策・経営戦略が明らかにされる。当該地域は普通小作関係が広く展開した畿内先進農村型の地域であり、第4章・補論の検討結果とも併せて、畿内先進農村型の豪農経営の特徴が明らかとなる。第3章では、古くから当該地域を代表する農村手工業であり、村の自小作層に重要な賃稼ぎの機会を提供してきた櫛産業の18世紀中の動向が明らかにされている。そして、①櫛挽職人と問屋・仲買との関係構造、②新興産地の台頭による伝統的産地の衰退、③分業の進展とその結果生じる下職層の雇用機会喪失といった諸点が明らかにされる。要家の小作人編成を論じた第4章

では、要家が採用した小作人確保策・編成策が詳細に検討され、要家が特定の条件を満たす小作人に手厚い支援策を講じたことで、小作人の安定的確保が実現されたと述べている。続く第1部「補論」では、同家が採用した種々の小作料減免策が精緻に解明され、免引（減収量に応じた減免）と定免引（定額減免）の組み合わせと、干鰯代貸付を加えた減免付き定額年季小作の採用がその特質であったとしている。そして、一連の小作料減免は、小作労働力の安定的確保を志向する地主の経営戦略の一つであったとしている。

豪農の「政治的側面」を論じた第2部では、まず第5章において、岸和田藩地方支配機構の基礎的検討と七人庄屋の職掌（機能）に関する検討が行われ、①七人庄屋は多様な役割を実際に果たしながら、明確な職務規程は存在しなかったこと、②支配－被支配間を媒介する七人庄屋層にとって、人脈を用いて非公式に藩役人と交渉する「内向き」の活動が重要であったこと等が述べられる。そして第6章では、岸和田藩の資金調達において領内豪農の果たした役割が極めて大きかったことが述べられている。要家を初めとする領内豪農は、藩命が下されると、自身の信用力や「手筋」を用いて大坂金融市場から資金を調達していたが、かかる藩と豪農の関係は、大藩や役職付大名に比べて低い信用力しかもたなかった中小藩では一般的に見られたことであったとする。七人庄屋の家格上昇運動を検討した第7章では、①献金による急激な家格序列の変動は他の者の嫉妬・反発から内部対立の要因になりえたこと、②そのために、藩は献金による家格上昇を制限し、勤功による家格上昇とは区別したこと等が述べられている。

以上をふまえて終章では各章の内容要約と展望が述べられている。そして、①豪農要家は、小作人を安定的に確保する「地主としての力量」と、状況に応じて藩－領民間を非公式に媒介し、双方の要求に応える「政治的中間層としての力量」とを併せ持ったからこそ、地主経営を維持・展開し、政治的中間層としての役割も果たしえたとし、②かかる「力量」は、近世社会では近代に比べて普通地主小作関係が不安定であったことや、地方支配の実現には「内」の世界が一定程度必要であったことなどから、一層求められたと結んでいる。

論文審査結果の要旨

本論文の主要テーマである近世後期の地主経営研究は、1950～60年代においては、日本資本主義発達史上の核心的論点として、多数の事例研究が積み重ねられた分野である。なかでも摂津・河内といった大坂周辺の先進農村地帯は、全国でもいち早く近代的生産様式が現れた特別な地域として、多くの研究者の注目を集めてきた。しかし1960年代末になって、近世後期に各地で形成されてくる村方地主の発展類型を一つの豪農範疇で捉える学説（豪農－半プロ論）が学界の主流的見解となると、豊富な研究蓄積を有する畿内地主研究はほとんど顧みられることがなくなり、現在にまで至ることとなった。そうしたなか、和泉南部の都市近郊農村の特質を経営帳簿分析の深みから明らかにした本論文は、1970年代以降の近世史研究が永く置き去りにしてきた課題に正面から向き合ったものといえる。本論文は、対象地域の基本的な地主小作関係を、土地に対する小作人の権利が極めて弱い普通小作関係として捉えており、この点にこそ質地小作関係が一般的であった他地域との違いを見出している。また著者は、村内随一の地主が、小作人の安定的確保を目的にして、①小作料の減免や猶予、②分ヶ高による新百姓取り立て、③凶作時における小作地から手作地への転換等といった、様々な小作優遇策や荒廃対策を講じたこと、時には村の成り立ちを優先して地主の利益とは相反する恩恵的施策を小作人層に採ったこと等を明らかにした。こうした著者の理解は、限界経営規模や労賃・肥料代の高騰等といった、経済的な得失関係から地主経営の展開を説明したかつての地主研究とは一線を画するものであり、本来「私」的な地主の経営戦略のなかにも「公」が内包されていたことを主張するものである。

当該地域の主要農間余業であった櫛産業の盛衰を論じた3章では、新興産地の台頭によって伝統産地製品の市場競争力が衰えていくなか、櫛挽職人層内でも分業が進行し、非熟練労働力である下櫛挽の村内就業機会が失われていったことが明らかにされている。これは、農村手工業の展開によって産地にもたらされた負

の側面に光を当てると同時に、近世農村の再生産構造はかかる農間余業によって支えられていたこと、さらには、近世後期の農村社会は、もはや木櫛という末梢的商品生産の局面においても、全国的市場動向とは無関係ではいられない段階に至っていたことを示している。

第2部の各章でも、従来大名金融研究や「献金－家格上昇」論に対して重要な指摘がなされている。近年では大坂金融市場を中心とした新たな大名金融論が登場しているが、大藩や役職付大名に比して強力な信用力を持たない中小藩についてはほぼ未解明であった。この点本稿では、「条件の悪い藩」である岸和田藩領では、自身の信用力や「手筋」によって豪農が領外銀主から事実上の藩資金調達を行っていたことを明らかにし、「表向証文」には表れない内々の条件提示等が行われていたことを明らかにしている。また18世紀末以降の七人庄屋・村役人層による家格上昇運動に関する分析は、既往の研究が見落としてきた集団内の対立関係に光を当てたものであり、その運動に対する藩の対応のありようから、西国雄藩での褒賞政策とは異なる岸和田藩独自の政策を理解することができる。

以上のように、本論文は、永く停滞していた畿内先進農村地帯の地主に関する研究水準を格段に引き上げるものであり、政治的中間層としての側面も加味しつつ、総合化を図った研究として高く評価することができる。しかしいくつかの検討課題もまた残されている。

たとえば、村から町方への労働力流出は何を主因として進んだのかが明らかでない。著者は、町方の繁盛と農業それ自体の魅力減退が流出の主因であるとしているが、論証は推測の域に留まる。反対に、地主の小作人支配方式そのものの中に労働力を村外に押し出す要因があった可能性もあろう。また、七人庄屋の固有の機能とされる「内分」「内申」についての評価も俄に首肯しがたい。上下間の内々の諮問や私的な交渉ルートが存在は、近世の支配－被支配関係に一般的に見られるものであり、「内分」「内申」の事例を指摘するだけでは七人庄屋固有の特質を論じたことにはならない。また第1部の各章はいずれも手堅い帳簿分析の成果に支えられているが、当地域での小作料の性格を理解するためには、近世初期検地段階における縄延の問題も十分に考慮されるべきである。さらには、本書の随所で用いられる「力量」という語の定義も厳密になされるべきであろう。

しかし以上のような問題点は、決して本論文の意義を大きく減じるものではない。本論文で明らかになった問題点は、要家文書の更なる分析を行うことで早晚克服されることであろう。

審査委員4名は本年2月15日に口頭試問を行い、その結果と上記論文審査結果から、萬代悠氏が課程博士(歴史学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断したことをここに報告する。